

基本構想（抜粋）

（計画期間：平成21年度～平成28年度）

Ⅲ まちづくりの基本的方向（抜粋）

1. 目標とする都市像
2. まちづくりの目標と政策
3. 土地利用の基本構想 都市計画
4. 政策体系図

III まちづくりの基本的方向

1. 目標とする都市像

キヤッチフレーズ・テーマ

安全・安心・信頼のこまつしま

2. まちづくりの目標と政策

目標とする都市像の実現に向けて、これからのかまちづくりを牽引する主導的な3つの重点目標及び政策を設定するとともに、各分野における施策を体系的に整理し、効果的・効率的な施策の展開を図るため基本目標及び政策を次のとおり定め、事務事業の展開を図ります。

重点目標

これからのかまちづくりを牽引する重点目標として「安全」のかまちづくり、「安心」のかまちづくり、「信頼」のかまちづくりの3つを掲げ、次のような政策を行います。

「安全」のかまちづくり

市民の皆さん自身やその家族、共同体などの組織、公共の所有物に損傷や損害がないと客観的に判断される状態である安全を確保することをめざして、災害被害の減少と市民の皆さんの安全な日常生活の確保を目標にまちづくりを行います。

具体的には、いざというときに慌てないよう、普段から過去の災害の体験を語り継いだり、自然災害などによる災害被害を減少させるための、雨水対策をはじめ、地震・津波対策など減災のまちづくりを進めたりすることで、物心両面からの備えを行います。また、災害の発生にあたっては、市民の皆さんへの情報提供が適切に行えるよう様々な情報伝達手段を整備するほか、災害から一日も早く元の生活を取り戻せるように早期復旧を容易に行えるまちづくりを進めます。さらに、普段の日常生活においては、交通事故や犯罪による被害を防ぐとともに、日々の消費生活活動が安心して送れるようなまちづくりを進めます。

「安心」のまちづくり

安心については個人の主観的な判断に大きく依存するのですが、いざというときの対応体制を整備し維持することを目標にまちづくりを進めます。

具体的には、市民の皆さん的生活の安定と向上を図ることで、若い世代が安心して出産・子育てができ、子どもたちが健やかに生まれ育ち、高齢者や障がい者が生きがいを持って暮らすことができるよう、その人がその人らしく住める地域社会を目標に、生涯福祉を推進します。また、救急救命体制や救急医療体制の充実を図り、国民健康保険や後期高齢者医療制度を適正に運営することで、いざというときに頼りにできる医療環境の整備を行います。さらには、生活環境への阻害要因を減少させるために、環境への負荷の少ない循環型社会の構築と、豊かな自然を保護し共生するまちづくりを推進していきます。

「信頼」のまちづくり

安全を確保し、そのことをいくら市民の皆さんに伝えてても、市民の皆さんの行政に対する信頼がなければ、安心することは困難です。そこで、信頼によって、安全を安心へつなげられる社会を目標にまちづくりを進めます。

具体的には、市民の皆さんと共に進めるまちづくりとして、地域の青年団体などと連携することにより今後の地域づくりの担い手を育成し、様々な団体と協働することで地域ニーズにあった社会サービスが提供できるような環境を整備します。また、そのために、行政による情報提供や情報公開により市民の皆さんとの情報共有を促進します。加えて、効率的な行政運営を目標に、現在も取り組んでいる行政改革を推進するとともに、周辺市町村との広域行政について検討を行います。

基本目標

重点目標以外の各分野における施策を体系的に整理し、効果的・効率的な施策の展開を図るため、基本目標として、「人が輝く」、「日（いとなみ）が輝く」、「街が輝く」の3つを掲げ、次のような政策を行います。

「人が輝く」

いつの時代においても、まちの主役は「人」です。市民の皆さん一人ひとりが、個人として尊重され、人間性豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

具体的には、市民の皆さんや職員が人権について理解と意識を深め、実践することで、性別や年齢などに関わりなくその個性と能力を発揮できる社会の構築をめざす人権尊重のまちづくりを基本とします。また、年齢や健康状態に応じた保健サービスの提供を受けることができたり、市民の皆さん自らが健康づくりを行いやすい環境を整備したりすることで、生涯健康づくりを推進します。さらに、生きがいとうるおいのある生活が送れるようライフステージに応じた生涯学習活動を支援し、教育環境の向上と子どもや青少年の健全な育成のため、生涯を通して学べる環境づくりを行います。

「日（いとなみ）が輝く」

古くからの日々のいとなみの中で、はぐくみ伝えられてきた文化や産業は、本市の個性であり、市民の皆さんの愛着や誇りの基礎になるとともに、まちづくりの大切な財産です。こうした日々のいとなみを大切にし、後世につなげるまちづくりを進めます。

具体的には、伝統文化の継承を行うとともに、新しい文化をはぐくむため市民文化や芸術、スポーツの振興を行います。また、地域経済を支え、豊かで安定した市民生活の基盤となる産業の振興のため、市民の皆さんに新鮮で安全な農林水産物を供給する農業や漁業、暮らしのニーズに応える商業、さらには地域経済の基軸である工業の振興を行います。加えて、働く意欲のある人がその能力に応じて就労することができるよう就業機会の確保や拡大に取り組むとともに、勤労者が安心していきいきと働き、ゆとりある生活を送ることができるよう、働きたい人が働ける環境づくりを行います。

「街が輝く」

住み、働き、学び、憩う場としての都市機能が調和し、やすらぎを感じる快適な居住環境を提供するとともに、人や物の様々な交流・連携を支え、まちのにぎわいを創出するまちづくりを進めます。

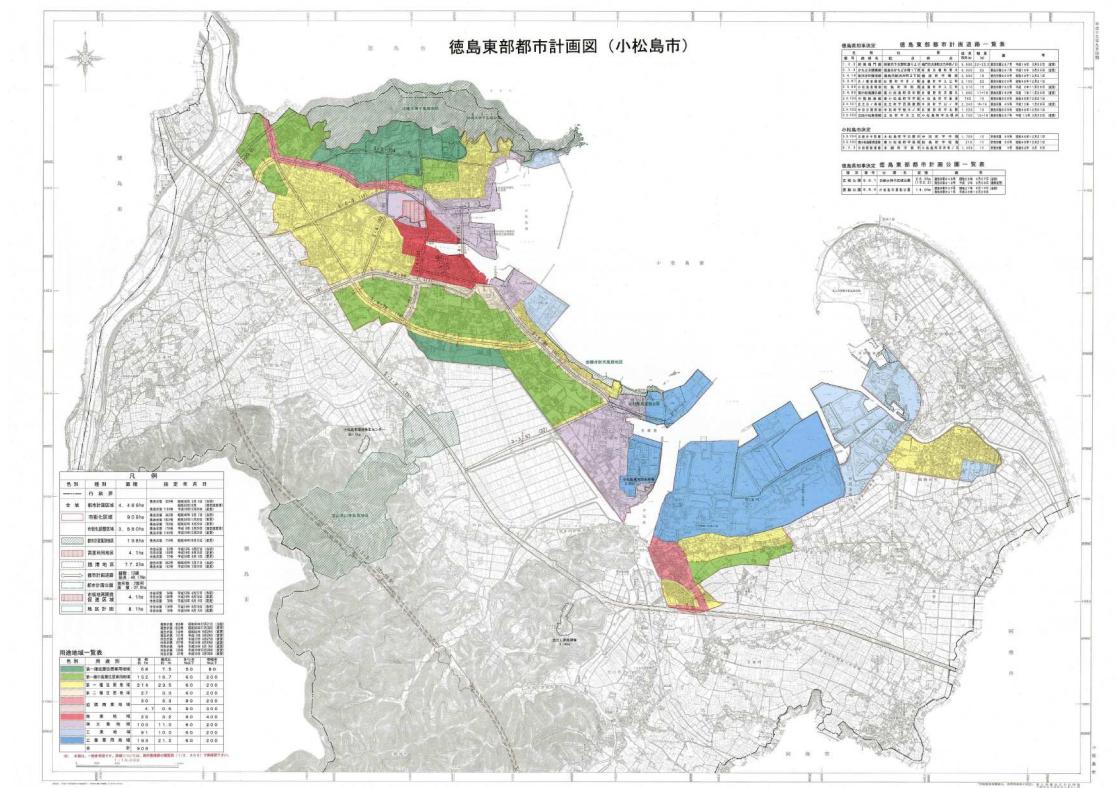
具体的には、市民の皆さんの移動を円滑にする生活道路や市民の皆さんに親しまれる公園・緑地などを整備するとともに、安全・安価でおいしい水道水の安定供給や生活関連施設の整備など市民の皆さんのが快適に暮らせる生活基盤の整備を行います。また、都市機能の調和を図り、適正な土地利用を進め、にぎわいと活力を生み出す市街地や港湾地区の整備と、現在行われている高速道路に代表される交流基盤の整備を行い、さらには、高度情報化への対応を進めることで、人、モノ、情報の活発な交流が行われるよう魅力ある都市基盤の整備を行います。

3. 土地利用の基本構想 都市計画

(1) 小松島市の都市計画

小松島市は、徳島県の「徳島東部都市計画区域」に指定され、市の面積の約20%にあたる9.05km²が「市街化区域」、残りの約80%の36.25km²が「市街化調整区域」とされています²。

市街化区域には、「住居地域」「商業地域」「工業地域」などの用途地域が定められています。



(2) 土地利用の基本構想

こまつしまの土地利用の基本構想も、「徳島東部都市計画区域マスター・プラン」と「小松島市都市計画マスター・プラン」との整合性をとりながら、構想していく必要があります。

小松島市は、清流や緑豊かな山林また美しく穏やかな海浜など自然環境に恵まれたなか、古くは港を中心として栄えたまちでした。そこで育まれた街並みや歴史・文化、そして人のいとなみや風土は、様々な要因が織り成して築き

² 都市計画法第7条 「市街化区域」は、すでに市街地が形成されている区域とおおむね10年以内に優先して市街化を図るべき区域。「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべき区域。

上げられた貴重な財産です。これらの歴史と特性を継承しながら、都市像である「安全・安心・信頼のこまつしま」を実現していくため、基本的な土地利用の方向性を示した「こまつしまの土地利用の方針」を定め、こまつしまの一体的な発展をめざします。

こまつしまの土地利用の方針

① 市計画に沿った土地利用の方針

i) 居住ゾーン 市街化区域内の「第一種低層住宅専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第一種住居地域」「第二種住居地域」

居住ゾーンについては、道路や下水道等の計画的な整備を促進し、市民の皆さんの協力を得て沿道の緑化や良好な景観づくりを進め、安全で快適な住環境の向上を図ります。

新規住宅地については、市民の皆さんの安全かつ快適な生活環境を確保することが重要であり、安全性・快適性及び周辺環境との調和に配慮した適切な開発を誘導し、無秩序な開発は抑制します。

ii) 田園ゾーン 市街化調整区域のうち主に平地部

勝浦川と那賀川が育んできた肥沃な田園地域で、田園の持つ保水機能や美しい景観など、自然が育む環境を大切にしながら、農業生産活動の向上に向けた基盤整備を進めるとともに自然環境と共生可能な田園居住地としての環境整備を推進します。

iii) 山林ゾーン 市街化調整区域のうち主に山地部

山林ゾーンについては、市民に安らぎを与えると共に、治水、水質浄化、気候調整機能など多面的機能を活かし、地球環境保全の観点から、これらを健全な状態で次の世代へ引き継ぐため、良好な自然環境の維持、保全を推進します。

iv) 商業ゾーン 市街化区域のうち「商業地域」「近隣商業地域」市街化調整区域のうち主要道路沿いの商業集積地

既存商店街については、地域の特性や周辺の居住環境に配慮した整備を誘導します。郊外型の商業、業務機能の集積が進んでいる地域では、中心市街地との回遊性を高めるなど有機的な連携を図り、計画的に良好な土地利用を進めるための適正な誘導を図ります。

v) 工業ゾーン 市街化区域のうち「工業地域」「準工業地域」「工業専用地域」

既存の産業の振興・発展と新たな産業の育成を促進するため、周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導を図ります。

また、住宅と工場等が混在する地域においては、住工分離を促進するとともに、公害対策の充実や緑化の推進などによる環境の改善を推進します。

vi) 臨港ゾーン 臨港地区として指定する地域

臨港ゾーンについては、赤石公共埠頭の後背地の利用促進並びに企業誘致の推進のため、計画的に良好な土地利用の誘導を図ります。漁業環境に配慮した土地利用の誘導を図ります。

②都市の機能を充実させ『安全・安心・信頼のこまつしま』を実現する土地利用

i) 都市の核 情報発信と集積、ひとが輝く

市役所から旧徳島赤十字病院跡地周辺を都市核と位置づけ、市役所を中心とした公共施設や文化施設などの公的な都市機能の集積を図ります。

中心市街地として、徳島赤十字病院を中心とした市街地再開発による商業機能の強化による商業振興や更なる都市基盤の整備等を行い、活気と活力にみちたまちづくりを進めます。

ii) 交流拠点 ひとが集う

小松島みなと交流センターkocoloでは、農産物等の直売所やフリーマーケットが行われています。ミリカホールでは、音楽・芸術・文化等の多彩な催し物が開催されています。市民の憩いの場所としてのステーションパークにおいては、レクリエーション・各種イベントなどの活動が行われています。また、立江のJAあいさい広場では、農水産物の直売所が開設され、市内外から多くの人が訪れ、ヒト・モノ・ココロの交流拠点となっています。

市立体育館、和田島緑地では、各種スポーツ大会が行われ、市内外から多数の参加者が集い、交流事業が開催されています。

これらの交流拠点として整備を図ります。

iii) 風致地区 公園 ひとが憩う

風致地区としては、旗山恩山寺風致地区、金磯弁財天風致地区、日峰大神子風致地区の3箇所が指定をうけています。また、公園としては、ステーションパークやしおかぜ公園などが整備されています。こうした風致地区や公園は、緑豊かで落ち着いた雰囲気の都市景観を形成するとともに、市民の憩いの場として利用されています。

これから開発にあたっては、身近な緑を確保し、自然への配慮を盛り込んだ整備を図ります。

iv) 広域連携軸及び地域連携軸

広域連携軸として、都市間を結ぶ幹線道路や鉄道、高速道路へのアクセス道路の交通網の整備を図ります。また、各地域間を結ぶ地域の幹線道路を地域連携軸として位置付け、市民の皆さん的生活の利便性向上や地域間の連携を強化するための交通網の整備を図ります。

4. 政策体系図

これまで説明してきた重点目標や基本目標を実現するための政策・施策を整理すると次の図のようになります。

テーマ	重点目標関連	基本目標関連
安全・安心・信頼のこまつしま	<p>「安全」のまちづくり</p> <p>災害被害の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命、財産を守る雨水排水事業 ・火災その他の災害による被害の減少 ・地震や津波の被害を軽減する減災のまちづくり ・正確な防災・気象情報の収集・提供と的確な対応策の提供 ・災害からの早期復旧 <p>安全な日常生活の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設、道路施設の整備・改善と交通安全意識の向上 ・防犯体制の充実・強化 ・消費者意識の啓発と消費者保護の体制づくり <p>「安心」のまちづくり</p> <p>その人がその人らしく住める地域社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弱者に配慮した優しいまちづくり ・すべての中高齢者が参加できる利用やすい健康づくり・介護予防体系の構築 ・援護活動の充実と生活自立等への支援 ・障がい当事者との意見交換等による官民協働の推進と南部1障害者自立支援協議会の充実による関係機関の連携強化 ・地域において安心して出産し、子育てできる環境の整備 <p>頼りにできる医療環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命・救急医療体制の充実 ・健全で円滑な医療保険制度の運営 <p>生活環境への阻害要因の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷の少ない循環型都市の構築 ・豊かな自然を保護し共生するまちづくり <p>「信頼」のまちづくり</p> <p>共に進めるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の皆さんの自主的な活動支援と公共サービスの担い手の育成 ・地域の特性に合ったまちづくりのための情報共有 <p>効率的な行政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な行財政経営システムの構築と計画的な運営 ・行政運営における効率的・効果的なITの活用 ・広域行政の推進 	<p>「人が輝く」</p> <p>人権尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体となる人権教育・啓発の推進 ・人権尊重の視点に立った行政の推進 ・あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 ・豊かな人権教育・啓発の推進 <p>生涯健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた健康な生活習慣づくり ・地域ぐるみの健康づくり支援 ・健康づくりのための環境整備 <p>生涯を通して学べる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の充実と幼稚園の機能強化 ・学校教育の充実 ・青少年の健全な育成とより良い社会環境づくり ・生涯学習推進体制の確立 <p>「日(いとなみ)が輝く」</p> <p>伝統・文化の継承・発展とスポーツの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財・伝統の継承 ・市民文化と芸術の振興 ・生涯スポーツの推進 ・豊かな食文化の継承及び発展 <p>産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な特色ある地域農林水産物の産地育成・ブランド化とそのための環境整備 ・地場産業や既存企業の活性化と新たな産業の育成・企業立地の推進 ・にぎわいのある魅力的な商店街づくりの促進と経営基盤の強化 ・農水工商業の連携による地域資源の発掘や活用・魅力発信の強化 <p>働きたい人が働ける環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した雇用関係の維持と労働環境の向上 ・新規雇用の場の創出 <p>「街が輝く」</p> <p>快適に暮らせる生活基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路網等の整備 ・公園・広場・緑地の整備 ・社会ニーズに対応した住宅整備 ・安全な水の安定供給 ・生活関連施設の整備 <p>魅力ある都市基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地・周辺市街地の計画的な整備 ・交流基盤の整備 ・高度情報化への対応